

北海道消費生活審議会への諮問の概要について

1 諮問事項

第4次北海道消費生活基本計画について

2 諮問理由

- ・道では、北海道消費生活条例第6条の2第1項の規定に基づき、平成22年度を初年度とした北海道消費生活基本計画(以下「計画」という。)を策定。
- ・第3次計画は、民法改正による成年年齢の引き下げや、デジタル化の進展など消費生活を取り巻く現状を考慮し、消費者被害の救済など5つの施策の方向性を掲げて策定。令和6年度をもって終期となる。
- ・第3次計画以降、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践やデジタル技術の革新に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境に変化が生じてきており、消費者問題は多様化、複雑化している。
- ・現在、国においては、令和7年4月を計画開始とする第5期消費者基本計画の策定について検討中であり、また、消費生活相談のデジタル化に向けた検討を進めている。
- ・このような国の検討状況及び消費生活を取り巻く現状を踏まえた第4次計画策定の基本的な考え方について意見を求めるもの。

3 諮問の根拠(北海道消費生活条例から抜粋)

第6条の2 知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針

(2) 道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

4 審議方法

(1) 北海道消費生活審議会に検討部会を設置(北海道消費生活条例第42条)

- ・設置理由: 諮問事項について専門的な観点から効率的に審議するため。
- ・部会名称: (仮称) 第4次北海道消費生活基本計画策定検討部会
- ・委員構成: 会長が指名する委員をもって組織する。

(2) 審議期間及び審議回数

令和6年2月～令和6年9月

※審議会→2回(部会設置、部会報告)、検討部会→3回程度

5 第4次計画策定に係るスケジュール(案)

月 日	区 分	手 続 内 容
令和6年2月 13 日	審議会	▶ 諮問、部会設置、部会委員の選任
令和6年4月) 令和6年9月	第1回部会)	▶ 部会長選任 ▶ 検討(3回程度) ▶ 答申案作成
令和6年9月	審議会	▶ 部会報告、答申内容決定
令和6年 11 月	委員会	▶ 環境生活委員会報告(計画素案) ▶ パブリックコメントの実施
令和7年3月		▶ 第4次計画決定、公表